

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

（県例規集登載）

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする

障害福祉課

医師の指定及び辞退

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

”

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

県民生活交通課

申請

○ 種畜証明書の書換交付

畜産課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百七十五号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第二項中「翌日」を「日の翌日」に改める。

別表本庁共通の部中13の項を15の項とし、6の項から12の項までを二項ずつ繰り下げ、回部5の項中「第49条第2項」を「第50条第3項、第54条の6第2項」にし、「合併」を「吸収合併又は新設合併」に改め、回項を回部6の項とし、回項の次に次のように加える。

7	社会福祉法第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4	社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認	25日	5日			
---	---------------------------------	----------------------------	-----	----	--	--	--

別表本庁共通の部中4の項を5の項とし、回部3の項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、回項を回部4の項とし、回部2の項の次に次のように加える。

3	社会福祉法第45条の9第5項	評議員会の招集の許可	25日	5日			
---	----------------	------------	-----	----	--	--	--

別表県民生活部の部員生活交通課の項中「120日」を「90日」に改め、回部5中「認定特定非営利活動法人等」を「並びに認定特定非営利活動法人」にし、「認定特定非営利活動法人の」を「及び」に改め、回部6中「仮認定、仮認定特定非営利活動法人等」を「特例認定及び特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別表環境文化部の部自然環境課の項1中「又は生態系に係る被害の防止の目的」を「鳥獣の保護又は管理の目的等」に改め、回部6及び7中「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部5及び6中「第11条第2項」の次に「第3項」を挿入し、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」にし、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部6から10までの規定中「第11条第2項」の次に「第3項」を挿入し、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部31及び41中「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部33から36までの規定中「第7条第4項第10号」を「第7条第4項第9号」に改める。

別表保健福祉部の部保健福祉課の項2中「第7条、第39条、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」を「第7条第2号、第3号」に改め、回部2中「第40条第2項第2号」を「第40条第2項第5号」に改める。

別表保健福祉部の部医療推進課の項15中「区域の区域」を「区域」に改め、回部中75を83とし、33から74までを八ずつ繰り下げ、回部33中「第14条」を「第20条第1号」に改め、回部32を回部40とし、回部中31を39とし、28から30までを八ずつ繰り下げ、27の次に次のように加える。

28	医療法第70条第1項、第70条の15	地域医療連携推進法人の認定及び解散の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	120日	5日			
29	医療法第70条第1項、第70条の15	地域医療連携推進法人の認定及び解散の認可（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	120日		5日		
30	医療法第70条の8第3項	病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	120日	5日			
31	医療法第70条の8第3項	病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	120日		5日		
32	医療法第70条の18第1項	地域医療連携推進法人の定款の変更の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	120日	5日			
33	医療法第70条の18第1項	地域医療連携推進法人の定款の変更の認可（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	120日		5日		
34	医療法第70条の19第1項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可（岡山市及び倉敷市の区域以	120日	5日			

		外の区域に係るもの)					
35	医療法第70条の19第1項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可(岡山市及び倉敷市の区域に係るもの)	120日	5日			

別表保健福祉部の部子ども未来課の項2及び3を次のように改める。

2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条	認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の認定(倉敷市の区域以外の区域に係るもの)	30日		10日		
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園(幼保連携型認定こども園に限る。)の設置の認可(岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの)	30日		10日		

別表保健福祉部の部子ども未来課の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、7及び8を削り、9の次に次のように加える。

子ども 家庭課							
1	児童福祉法第35条第4項	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)の設置の認可	20日				
2	児童福祉法第35条第12項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	20日				

3	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条	手当の受給資格及び手当額の認定	50日	3日	4日		
---	--------------------------	-----------------	-----	----	----	--	--

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中14を19とし、11から13までを5まで繰り下げ、同項10中「第7条第1項、第2項」を「第7条」に改め、同10を同項15とし、同項中9を14とし、8を13とし、7を9とし、同9の次に次のように加える。

10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条、第37条、第41条	指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定の変更及び更新	26日	5日			
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条、第39条、第41条	指定障害者支援施設の指定並びに指定の変更及び更新	26日	5日			
12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14、第51条の21	指定一般相談支援事業者の指定及び指定の更新	26日	5日			

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中9を8とし、3から5までを2まで繰り下げ、同項2中「第35条第7項」を「第35条第12項」とし、

20日	
-----	--

を

20日	5日
-----	----

に改め、同2を同項2とし、同2中「の設置」を「（障害児に関する施設に限る。以下この項において同じ。）の設置」とし、

20日	
-----	--

を
に改め、同1を同項3とし、同3の前に次のように加える。

20日	5日
-----	----

1	児童福祉法第21条の5の3，第21条の5の16	指定障害児通所支援事業者の指定及び指定の更新	26日	5日				
2	児童福祉法第24条の2，第24条の10	指定障害児入所施設の指定及び指定の更新	26日	5日				

別表保健福祉部の児童福祉法第91中「第70条」や「第41条」及び「指定の更新，指定の」や「並びに指定の更新及び」並びに「第79条，」や「第46条，」及び「指定」や「及び指定」並びに「第86条，」や「第48条，」及び「指定」や「及び指定」並びに「第115条の2」や「第53条」及び「指定」や「及び指定」並びに「第69条の3第1項」や「第69条の3」並びに「第69条」。

別表産業労働部の産業安全課の項中「適正計量管理事務所」や「適正計量管理事業所」並びに「別表産業労働部の産業振興課の項中「1」並びに「2」の項の前記のように加え。

1	中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第5条第4項	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認	30日					
---	---------------------------------------	-----------------------	-----	--	--	--	--	--

別表産業労働部の経営支援課の項のように加え。

49	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項	支援措置の認定	60日					
50	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）第12条第14項	特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の年次報告の確認	60日					
51	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項	特別贈与認定中小企業者等における経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認	60日					

52	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1項	指導及び助言に係る確認	30日				
53	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項	指導及び助言に係る特定後継者の変更の確認	30日				
54	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項	指導及び助言に係る計画の変更の確認	30日				

別表産業労働部の部労働雇用政策課の項16中「第41条第1項」を「第37条第1項」に改める。

別表農林水産部の部組合指導課の項9、11及び13中「又は廃止」を削り、回頁中73を77とし、72を75とし、回75の次に次のように加える。

76	農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の4第1項	農業共済組合等の事務費賦課の承認	7日				
----	----------------------------------	------------------	----	--	--	--	--

別表農林水産部の部組合指導課の項中71を74とし、70を73とし、69を72とし、68を69とし、回69の次に次のように加える。

70	森林組合法第100条の8、第100条の16	生産森林組合の組織変更の認可（株式会社及び合同会社）	30日				
71	森林組合法第100条の22	生産森林組合の組織変更の認可（認可地縁団体）	30日			14日	

別表農林水産部の部組合指導課の項中67を削り、66を68とし、59から65までを1ずつ繰り下げ、58の次に次のように加える。

59	森林組合法第26条の3第1項	森林経営規程の承認	10日				
60	森林組合法第26条の3第3項	森林経営規程の変更又は廃止の承認	10日				

別表農林水産部の部耕地課の項中4を削り、5を4とし、同4の次に次のように加える。

5	土地改良法第48条第1項	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業施行の認可	85日	5日			
---	--------------	---------------------------------------	-----	----	--	--	--

別表農林水産部の部農村振興課の項17中「第5条第7項」の次に「第6条第4項」や「認定」の次に「及び変更の認定」を加え、同81中「第7条第4項第2号」や「第7条第4項第1号」を加える。

別表農林水産部の部治山課の項3中「第7条第4項第4号」や「第7条第4項第3号」を加える。

別表農林水産部の部水産課の項20中「第3条第1項」の次に「第2項」を加える。

別表土木部の部建築指導課の項14中「第43条」や「第43条第1項」及び「特例許可」や「特例許可（軽易又は定例的なもの以外のものに限る。）」の次に「及び変更の認定」を加え、同80中「第56条の2第1項」や「第56条の2」及び「日影規制の例外許可」や「日影による中高層の建築物の高さの制限許可（軽易又は定例的なもの以外のものに限る。）」の次に「第60条の3第1項」の次に「第2項」を加え、「高さ」や「容積率、建築面積及び高さ」の次に「高さ」を加え、同70を削り、71を70とし、72から76までを削り、77及び78を削り、79を76とし、80を77とし、81を80とし、同82中「変更」や「変更の認定」の次に「高さ」を加え、同83を削り、84から88までを削り、89を84とし、90を85とし、91を86とし、92を87とし、93を88とし、94を89とし、95を90とし、96を91とし、97から107までを削り、108を94とし、同96の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--

95	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2	低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	14日					
----	---	--	-----	--	--	--	--	--

別表土木部の部建築指導課の項中10を96とし、11を97とす。

別表土木部の部住宅課の項33中「同法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」とし、「設計住宅性能評価書の写し（以下）の次にこの項及び出先機関の部県民局（建設部）の項において」を加える。

別表出先機関の部県民局（建設政策部）の項2中「第10条第1項、第2項」を「第10条」とし、同項中17を18とし、同17の次に次のように加える。

18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査	30日					
----	----------------------------	----------------	-----	--	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（建設政策部）の項15中「第42条第1項」の次に、「第2項」を挿入し、「自動車リサイクル法の」を挿入し「第53条第1項」の次に、「第2項」を加え、「自動車リサイクル法の」を挿入し「第60条第1項」の次に、「第2項」を挿入し、「自動車リサイクル法の」を挿入し「第67条第1項」の次に、「第2項」を加え、「自動車リサイクル法の」を挿入し「第75条」中「自動車リサイクル法の」を挿入し。

別表出先機関の部県民局（健康福祉部）の項2中「第35条第7項」を「第35条第12項」とし、同項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」とし、同項中「第45条の36第2項」を挿入し。

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項3中「銃猟制限区域」を「銃猟」を「特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等」とし、同項2を挿入し、同項5中「第8条第4項」を「(昭和44年法律第58号) 第8条第4項」とし、同項5を挿入し、同項6の次に次のように加える。

25	農業振興地域の整備に関する法律第13条の2第3項	農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するための交換分合計画の認可	30日					
----	--------------------------	---	-----	--	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項3中「第7条第4項第4号」を「第7条第4項第3号」とし、同項3中「第7条第4項第5号」を「第7条第4項第4号」とし、同項3中「第7条第4項第7号」を「第7条第4項第6号」とし、同項3中「第7条第4項第9号」を「第7条第4項第8号」とし、同項3中「家畜商法施行令」の次に「(昭和28年政令第252号)」を挿入す。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中91を106とし、63から90までを十五ずつ繰り下し、同項28中「第7条第4項第6号、第7号」を「第7条第4項第5号、第6号」に改め、同62を同項64とし、同64の次に次のように加える。

65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（申請建築物が非居住部分を有する場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。以下この項において同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下この項において「性能適合証」という。）等のあるものに限る。）	7日				
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。）	14日				
67	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。）	7日				
68	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。）	20日				

<p>69 第1項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。）</p>	<p>7日</p>					
<p>70 第1項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。）</p>	<p>14日</p>					
<p>71 第1項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。）</p>	<p>7日</p>					
<p>72 第1項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。）</p>	<p>14日</p>					
<p>73</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条 第2項</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証（以下この項において「基準適合証」という。）等のあるものに限る。）</p>	<p>7日</p>					

74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物の申請で基準適合証等のあるものに限る。）	14日				
75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項	建築物のエネルギー消費性能の認定（一戸建ての住宅の申請で基準適合証等のないものに限る。）	7日				
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては、当該ことを証する書面の交付	14日				
77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更にあつては、当該ことを証する書面の交付	14日				

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中61を63とし、55から60までをエネルギー省の部として、「第17条第3項」として、「（平成18年法律第91号）第17条第3項」として、「第15条第1項」として、「同項中53を55とし、52を54とし、51の次に次のように加える。」

52	建築基準法第43条第1項	敷地等と道路との関係における特例許可（軽易又は定例的なものに限る。）	40日		5日		
53	建築基準法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限許可（軽易又は定例的なものに限る。）	40日		5日		

別表出先機関の部環境保健センターの項2中「試験検査結果」を「試験検査等の結果」に、「許可」を「承認」に改める。

別表出先機関の部食肉衛生検査所の項3中「確認規定の認定」を「確認規程の認定及び」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年九月十九日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

三河内 弘

心臓

瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

田 中 浩 喜

聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく

河田耳鼻咽喉科医院

美作市栄町七五―一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

館 俊 廣

聴覚・平衡

高梁中央病院

高梁市南町五三

西 田 直 樹

聴覚・平衡

河田耳鼻咽喉科医院

美作市栄町七五―一

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

◎岡山県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションいぶき

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美作養護老人ホーム組合

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇六一〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター総社

2 所在地

岡山県総社市駅前二丁目一〇一六ベルメゾン一〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九

三 廃止年月日

平成二十九年十月十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇九四二

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

◎岡山県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターきのこセイモン

2 所在地

岡山県井原市西方町一四三六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人新生寿会

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇四二三

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター小春

2 所在地

岡山県美作市明見三五七番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美風会

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

2 所在地

岡山県美作市明見三五七番地の一

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇五八六

五 サービスの種類

介護予防通所介護

〔四二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人移動ネットおかやま

三 代表者の氏名

横山 和廣

四 主たる事務所の所在地

新見市哲西町矢田三六〇四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者などの移動困難者及びその移動を支援する団体に対して、移動サービスに関する事業を行い、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔四二三〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11380853750	種畜の名前の変更	茂晴美津	松崎2812
11380853750	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11380854092	種畜の名前の変更	茂勝晴	松路2826
11380854092	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

〔四二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一〇〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区小山三二三―二 一〇三号

安川 奨

三 許可番号

岡山県指令建指第一三五号